

# Tax News Flash

February 2024

## 移転価格文書化、MAP、APAの新規定

移転価格文書化、相互協議 (MAP) 及び事前合意 (APA) にかかる新規定が公布された。

インドネシア財務省は新規定として2023年財務省令172号 (「PMK 172」) を公布し、納税者は2024年度の移転価格文書からの適用開始が求められる。この新規定にはMAPとAPAに関する更新も含まれている。

以下はPMK172で重要な新規則の概要である。



### 移転価格文書の形式的な要件

- » 移転価格文書化の新規定は2024年度以降適用される。
- » 税務調査あるいはコンプライアンスのモニタリング目的で税務当局からローカルファイルとマスターファイルの提出を求められた場合、1カ月以内に提出する。
- » 移転価格文書の入手可能日や内容の要件など形式的な側面がより強調されている。これらの形式的な側面が規定に準拠していないと文書が無効になる可能性がある。
- » 二次調整の適用に関するガイダンスが含まれ、条件を満たすことによってみなし配当には租税条約の税率が適用されることも明記されている。
- » 国内の二重課税を軽減するための現地手続きが導入された。これに従うためには税務調査の結果に合意し、税務異議申し立てには進まないことが求められる。
- » PMK172はマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書を規定するPMK213等従前の規定を無効とした。



### 移転価格文書化の新規定

- » 「特別な関係」の定義について経営上の機能、技術の利用、財務面を通じた当事者間の依存関係に拡大解釈する。
- » 納税者は2つ以上の取引が相互に関連し相互に影響を及ぼさない限りそれぞれの取引を分析する必要がある。それが不可能な場合は取引をまとめた状態での分析が認められる。
- » 産業分析はすべての移転価格文書に含める必要がある。この分析で網羅すべき項目は新規定に記載されている。
- » 役務提供、無形資産、ローン、資産譲渡、事業再編、費用分担契約やその他金融取引のような特定の関連当事者間取引には特に注意を要する。独立企業間価格適用の原則については売上や仕入れ等他の取引についても文書化が必要となる。
- » 新しい移転価格手法として、独立取引批准法、有形・無形資産評価、事業評価が確認された。
- » 独立企業間の範囲について更なるガイダンスが追加された。



### MAPとAPAのガイダンス

- » MAPに関する新規則では協議期間が24カ月から最長48カ月へ延長された。
- » APAのオンライン申請などさらなる手続きのガイダンスが追加された。
- » マルチラテラルAPAが追加された。

## KPMGコメント

PMK172は包括的な規定であり、これまでに財務省や税務総局から発行された多くの規定を網羅している。従前の規定の内容を大きく変更したものではないが、最も注目すべきは国内関連者間取引において国内の二重課税を解決するための仕組みの導入といえる。一方で、関連当事者の定義など一部はOECDのガイドラインと完全に一致しているとはいえ、それによってさらに論争を引き起こす可能性がある。また、これまでのところ役務提供や販売機能についてのセーフハーバールール(あらかじめ許容可能な利益率のレベル)が導入されていない。そしてついにマルチラテラルAPAが追加された。

本ニュースレターは新規定の概要のみ記載している。詳細が必要な場合は、KPMGにお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### KPMG Advisory Indonesia

#### 税務サービス

34<sup>th</sup> Floor Jakarta Mori Tower  
40-41, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

### Abraham Pierre

#### Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

### ジャパンデスク

#### 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

#### 尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

#### 足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

[kpmg.com/id](https://www.kpmg.com/id)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2024 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.